



平成24年3月6日

各 位

大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
株式会社 ア イ ル
代表取締役社長 岩本 哲夫
(JASDAQ・コード3854)
問い合わせ先 取締役 経営管理本部長 戸田泰裕
電話番号 06-4798-1170(代表)
U R L <http://www.ill.co.jp>

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成23年10月27日開催の当社第21回定時株主総会において承認可決されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成24年3月6日開催の取締役会において、新株予約権の募集の決定をし、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の業績と当社の取締役、執行役員及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社の業績向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、新株予約権を発行するものです。
2. 新株予約権の名称
株式会社アイル第1回新株予約権
3. 新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないものとする。
4. 新株予約権の割当日
平成24年3月14日
5. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 5名 800個 当社執行役員 3名 300個
当社従業員 50名 1,750個

6. 新株予約権発行の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 285,000 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

2,850 個とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に

係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 3 月 15 日から平成 28 年 3 月 14 日とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い、算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

③その他権利行使の条件は、平成 23 年 10 月 27 日開催の当社第 21 回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

7. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションは、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役社長岩本哲夫への付与を予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成23年11月1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、「当社は、支配株主等との取引を行う際は、一般の取引条件と同様の条件により取引を行うことを基本方針とし、取引金額の多寡に関わらず当社取締役会において決議を行い、当社および少数株主の利益を害することがないように適切に対応しております。」と定めており、本件では同指針に基づき対応しております。

なお、本件ストックオプションの付与に関しては岩本哲夫が支配株主であることから、利益相反を回避するため、本件ストックオプション発行の審議には参加しておらず、上記取締役会における議長としての議事進行並びに審議及び決議には参加しておりません。当社は取締役会に先立ち、支配株主から独立した第三者である当社社外監査役1名から(1)本件ストックオプションの発行が当社の業績向上に対する貢献意欲を高め、業績を向上させることを目的としていること、(2)平成23年10月27日開催の当社第21回定時株主総会で承認された「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」の枠内での発行であること、(3)本件ストックオプションは、社内で定められた規則及び手続きに従って発行しております。また、権利行使価額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであること、(4)本件ストックオプションの発行は当社の企業価値の向上に資するものと考えること等を総合的に見て、本件ストックオプションの発行は当社の少数株主にとって不利益で無い旨の意見書を本日(平成24年3月6日)付けて入手しております。

(ご参考) 定時株主総会付議のための取締役会
定時株主総会の決議日

平成23年9月8日
平成23年10月27日

以 上